

「学校の新しい生活様式」に基づく学校の再開について

北海道教育委員会

- 道教委では、5月26日(火)に全道の市町村教育委員会を対象とした新型コロナウイルス感染症の対応に係るテレビ会議を開催し、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援校等の再開について」の通知を説明。
- 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、6月からの学校再開に向けた準備と地域の感染状況等に応じた時差通学や午前授業、分散登校等の実施を指導。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（概要）

1 趣旨

学校の教育活動を再開するにあたり、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障するため、学校の衛生管理の観点から作成

2 主な内容

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動

- 基本的な感染症対策
 - ・感染源を絶つ：「発熱等風邪症状の場合は自宅での休養を徹底」「登校時の健康状態の把握（健康観察表の活用等）」
 - ・感染経路を絶つ：「手洗い」「咳エチケット（マスクの着用）」「消毒」
 - ・抵抗力を高める：「十分な睡眠」「バランスの摂れた食事」
- 「3つの密」の徹底的回避
- 児童生徒等への感染症対策に関する指導
- 「地域ごとの行動基準」及び活動場面ごとの具体的対応
市町村教育委員会が衛生主管部局と連携し、地域（「生活圏」）の感染レベルに応じた「学校の行動基準」に基づき、学校教育活動を継続

学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3 「特定(警戒)」相当	できるだけ 2 m (最低 1 m)	行わない	少人数(個人) 短時間
レベル2 「感染拡大注意」相当		リスクの低い活動から 徐々に実施	
レベル1 (レベル2未滿)	1 mを目安	十分な感染対策を 行った上で実施	

(2) 教育委員会による臨時休業の判断

- 感染者が発生した学校では、学校内の感染拡大の可能性の高低により判断（学校内の感染拡大の可能性が高いと判断された場合に学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業）
- 感染者が発生していない学校は、首長から地域全体の活動自粛強化の一環として要請があった場合、生活圏によるまん延状況により休業の要否を判断
- 特措法による「緊急事態宣言」を受けた知事から要請があった場合、地域や生活圏におけるまん延状況により、首長と相談の上、判断

〔参考〕 6月1日以降の学校再開の実施状況

- ・石狩管内以外のほとんどの市町村で通常の学校活動を再開
- ・石狩管内は6月の1～2週間程度、全市町村で時差登校や分散登校、或いは午前授業等を実施予定

保護者の皆様へ

「学校の新しい生活様式」がはじまります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。



「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～学校の新しい生活様式～（2020.5.22Ver.1）」（文部科学省）より

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンも存在しないため、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

そのため、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、子どもたちの健やかな学びを保障していくために、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける「新しい生活様式」を導入し、感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行ってまいります。

「学校の新しい生活様式」のポイント

基本的な対策



- 手洗い** は、流水と石けんで、こまめに、丁寧に（30秒程度）行います。
- マスク** は、児童生徒及び教職員ともに、常時着用します。
※熱中症の心配があるときや体育の授業等では外す場合もあります。
- 換気** を、定期的に行います。※教室内の温度は適切に管理します。
- 消毒** は、1日1回以上、手でよく触れる場所や教具を消毒液で清拭します。
- 身体的距離**（座席配置）を、可能な限り1～2メートル確保します。
- 発熱などの**風邪症状がある場合は、自宅で休養**させてください。
※その場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱います。

【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

感染症の学習

子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、

- 自分から**感染リスクを避ける**ことができるよう指導します。
- 差別や偏見のない適切な行動をとる**ことができるよう指導します。

臨時休業等の判断

- お子様に感染等の事由が生じた場合は、**出席停止等**の対応を行います。
※詳しくは、裏面をご覧ください。
- 保健所等の助言を受け、学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、**臨時休業の必要性や規模（学級単位、学年単位、学校全体）等を判断**します。

学校生活に不安を感じた場合は、いつでも学校や相談窓口にご相談ください。

※「子ども相談支援センター」 ☎：0120-3882-56（24時間無料）

E-mail：doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

集団生活の場である学校においては、最大限の感染予防対策が必要です。

つきましては、万が一、お子様が感染したときなど、次に該当する事由が生じた場合は、速やかに情報提供にご協力いただきますよう、お願いします。

また、保健所が、学校を通して疫学調査を実施する場合には、調査にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

なお、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。

	お子様の状況	学校の対応
①	<u>感染した</u>	治癒するまでの間「出席停止」
②	<u>濃厚接触者になった</u>	14日間の「出席停止」
③	<u>同居する家族が濃厚接触者になった</u>	保健所等による当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間「出席停止」



< 保護者の皆様へのお願い >

次の事項を学校に連絡してください。

- ・ 氏名
- ・ 判明期日
- ・ 現在の健康状態
- ・ 保健所の指示内容
- ・ 担当となる保健所名

